

## 札幌国際大学短期大学部専攻科規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、札幌国際大学短期大学部学則（以下「短期大学部学則」という。）第60条第2項の規定に基づき、札幌国際大学短期大学部専攻科（以下「本専攻科」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 本専攻科は、短期大学部学則第1条に掲げる目的に従って、短期大学部の教育の基礎の上に精深な程度において専門分野に関する学術について教授し、その研究を指導することを目的とする。

(専攻及び学生定員)

**第3条** 本専攻科に次の専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

幼児教育専攻 入学定員 10人 収容定員 20人

(修業年限及び在学年限)

**第4条** 本専攻科の修業年限は2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。但し、休学した期間は在学期間に含まれない。

(学年、学期及び休業日)

**第5条** 本専攻科の学年、学期及び休業日については、短期大学部学則第5条から第7条までの規定を準用する。

(授業科目)

**第6条** 本専攻科の授業科目は、専攻科教育課程科目及び資格取得に関する科目とする。授業科目の種類、必修・選択の別及び単位数は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。但し、別表第2に定める資格取得に関する科目の修得単位は修了要件単位数には算入しない。

(所要単位の取得)

**第7条** 学生は、別表第1の教育課程表のうち履修方法の欄に定める方法にしたがい、必修科目の単位と選択科目の単位とを合わせて、48単位以上修得しなければならない。

2 保育音楽療育士の資格を取得しようとする者は、別表第2に定める授業科目の中から、必要な科目を修得しなければならない。

(単位、授業期間、単位の授与)

**第8条** 本専攻科の単位、授業期間、単位の授与については、短期大学部学則第11条から第13条までの規定を準用する。

(幼稚園教諭一種免許状授与の所要資格の取得)

**第9条** 幼稚園教諭一種免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、修了に必要な単位及び独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「学位授与機構」という。）の定める

学士の学位を取得するために必要な単位を修得するほか、別表第1に定める授業科目のなかから、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従って、必要な単位を修得しなければならない。

（入学の時期）

**第10条** 入学の時期は学年の始めとする。

（入学資格）

**第11条** 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 本専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願、入学の選考、入学手続き及び入学許可）

**第12条** 本専攻科の入学の出願、入学の選考、入学手続き及び入学許可については、短期大学部学則第24条から第25条まで、並びに第27条の規定を準用する。

（保証人）

**第13条** 本専攻科の保証人については、短期大学部学則第28条の規定を準用する。

（休学、休学期間、復学、退学、留学、除籍）

**第14条** 本専攻科学生の休学、休学期間、復学、退学、留学、除籍については、短期大学部学則第29条から第33条まで、並びに第35条の規定を準用する。

（専攻科の修了要件）

**第15条** 本専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

（学位授与機構による学位の授与）

**第16条** 本専攻科を修了した者で、62単位以上を修得したものは、学位授与機構が行う学士の学位授与に申請することができる。

2 学位授与機構が行う審査に合格した者には、学位授与機構から学士（教育学）の学位が授与される。

(表彰、懲戒)

**第 17 条** 本専攻科の表彰、懲戒については、短期大学部学則第 38 条から第 39 条までを準用する。

(入学検定料等の金額及び納付の方法)

**第 18 条** 本専攻科の入学検定料、入学金及び授業料の金額は別表第 3 のとおりとする。

(休学、退学、停学の場合の授業料等)

**第 19 条** 本専攻科学生の休学、退学、停学の場合の授業料等については、短期大学部学則第 41 条から第 42 条まで、並びに第 44 条の規定を準用する。

(科目等履修生)

**第 20 条** 本学の学生以外の者で、1 又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、これを科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生で履修した授業科目の単位取得を希望する者には、第 8 条の規定を準用する。

3 科目等履修生に係る授業料等については、別に定める。

(外国人留学生)

**第 21 条** 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

(雑則)

**第 22 条** この規則の施行に関する必要な細則は学長が定める。

## 附則

この規則は平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

この規則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 19 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 3 について従前の規定を適用する。

この規則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 20 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第 1 から別表第 3 について従前の規定を適用する。

この規則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 21 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 22 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この規則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。